

令和5年 第8回

# 南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和5年8月17日（木）

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月17日(木) 午後1時20分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター 2階 会議室
- 3 出席した委員

農業委員 7名

3 番	平野 恒二	4 番	馬場 崇裕	6 番	湯田 義三
7 番	星 洋一	9 番	渡部 一男	10 番	湯田 孝義
11 番	室井 文一				

農地利用最適化推進委員 2名

田島 第2	星 修二	田島 第8	平野 信行		
-------	------	-------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 4名

1 番	星 隆一	2 番	芳賀 美紀	5 番	湯田 重行
8 番	酒井 圭				

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
------	-------	----------	-------	----	--------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第6 議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定について

## 6 会議の概要

- 事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
- 議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員、5番、湯田重行委員、8番、酒井圭委員であります。  
本日の出席委員は7名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。  
また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、2名に出席していただいております。
- 議長 続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、3番、平野恒二委員、4番、馬場崇裕委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
- 議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。  
事務局からご報告をお願いします。
- 事務局 (事務局長 報告)
- 議長 只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら挙手願います。ありませんか。
- 議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、会務報告を終わります。
- 議長 続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第8区、平野信行推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島8 (平野信行) 8番、平野です。一時転用で、設定人が●●●●さん、\*  
\*にも家がありまして、行ったり来たりしている状態です。譲渡人、被  
設定人は、有限会社○○○○○○です。8月13日に直接お会いして話を  
聞きました。申請理由ですが、排水管布設工事のため、現場横の耕作  
していない土地があったため、工事期間中△△△円で借用し、現場仮事  
務所、資材置場、残土仮置き場として使いたいということです。一応農  
地ですが、休耕地で事業箇所の周辺に最適地がなく、やむを得ず、現在  
休耕している当該申請地を一時転用し、実施するものであることから、  
許可できるものと考えております。次に、一般基準の各項目の調査結果  
について報告します。1点目、転用に必要な資力などあるかについてで

すが、用地費△△△円、支出合計△△△円は、全額自己資金で賄う計画となっていますので、問題ないと思われます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、現在当該農地は休耕地であり、登記簿に抵当権などの設定もありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みがあるかについてですが、問題はないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、現場仮事務所、残土仮置場、資材置場として□□□㎡は、転用許可申請面積として過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れはないことについてですが、現在は休耕地であることから、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第2区、星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田 島 2 (星修二) 農地法第5条、\*\*地区の案件について説明いたします。譲受人は、●●●●さん、\*\*\*町\*\*字\*\*\*\*番地にお住まいです。職業、地方公務員となっております。譲渡人は、有限会社○○○○○○、代表取締役○○○○さんです。調査結果ですが、8月8日に譲渡人の○○○○の担当、◎◎◎◎さんと行政書士の◎◎◎◎さん親子にお会いして、現地で調査いたしました。申請理由ですが、現在、賃貸住まいをしておりますが、子どもが2人となり手狭になってきたことからマイホームを建築することになりました。当該申請地周辺は、都市計画事業及び土地区画整理事業により宅地化され、新築住宅が立ち並んでいます。その一角に譲渡人が所有する宅地分譲用地があり、譲渡について相談したところ売買が成立する運びとなり、最適地と判断し申請するもの

です。転用目的は、個人住宅建築、転用期間は許可の日から永久でございます。権利の種類は所有権の移転です。立地基準ですが、いわゆる農地の区分になっておりますので、事務局で調べていただきました。当該申請農地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として省令で定めるものの施行に係る区域、土地区画整理内農地にある農地です。第3種農地になります。第3種農地の転用は、許可しうる許可基準となっています。次に一般基準の各項目の調査結果について、ご報告いたします。1点目、転用に必要な資力などあるかについてですが、用地費△△△△△円、建築費△△△△△円、支出合計△△△△△円は、全額借入金で賄う計画となっています。申請書に添付されている◆◆住宅ローン事前仮審査結果を確認したところ、内諾として事前審査結果があることから、問題ないと思われます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、当該農地は、既に土地区画整理事業により整備され宅地化されており耕作者等もおりません。また、登記簿に抵当権などの設定もありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれています。4点目、他の法令の許認可の見込みがあるかについてですが、問題はないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、個人住宅用地として□□㎡は、転用許可申請面積として過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れはないことについてですが、土地区画整理事業により当該申請農地周辺は既に宅地化されており、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議お願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

- 事務局 (長谷川)事務局の長谷川です。私から、議案第2号の農地利用集積計画決定について説明させていただきます。初めに、議案書4ページをご覧ください。利用権設定8月分について、再設定、新規、合計の順で読み上げます。再設定は、なしです。新規、田、24筆、□□㎡、畑、45筆、□□□㎡、合計、69筆、□□□㎡となっております。利用権設定の一覧ですが、次のページ、6ページから9ページでございます。使用貸借権に関しましては、6ページ1番から7ページ22番まで、7ページ37番から9ページ69番までは、設定期間10年中、初めの3年間が使用貸借権、以降7年間は賃貸借権となっております。最後に、農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定ですが、次のページ、10ページから17ページでございます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。
- 議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案を原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
- 議長 続きます。日程第6「議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。
- 事務局 (係長)追加議案ということで、議案とは別途配らせていただいた資料をご準備いただきまして、1ページをご覧くださいと思います。議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定についてということになります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、経営基盤促進法第6条第1項の規定に基づき構想を変更するため、南会津町長より経営基盤促進法施行規則第2条の規定により意見が求められておりますので、以下、記載のとおり意見するとなっております。意見といたしまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想「変更(案)のとおり、適当と認めるとして、意見を提出したいと思っております。以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、町農林課農政係長から変更内容の説明をお願いします。

農林課	(藤沢農政係長)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更(案)についての説明
議長	ありがとうございました。 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対して、ご質疑ございませんか。
10番	(湯田孝義)人・農地プランが地域計画に移行された。人・農地プランがそのままになっている。具体的にこれを集落ごとに下ろす計画は?
農林課	(藤沢農政係長)人・農地プランは、行政区ごとに作りました。地域計画についても、そのようにやりたいと考えておりました。皆様のご協力を得まして、意向調査を実施させていただいて、将来の地図を作る。その地図ができましたら、各地域に入って行って、地域の話聞きながら地域計画にしていきたい。令和7年の3月末までに全地域の計画をつくるようになっていきますので、モデル的に、集積の進んでいる地区や担い手のいる地区を優先的に進めていきたい。今、その辺の調整をしている所である。
10番	(湯田孝義)農業支援センターの概要について 質疑 営農指導について 質疑 Iターン者の取扱いについて 要望
田島2	(星修二)集落からの意見集約、取りまとめ、要望の聞き取りについて 要望
議長	Iターン、空家対策の強化について 計画の周知について 要望
4番	(馬場崇裕)新規就農者の確保目標について 質疑
9番	(渡部一男)5年、10年後の町の方向性について 要望
議長	(湯田義三)担い手の受け皿、田島地域の法人化、ライスセンターについて 質疑  (討論)
議長	いろいろな要望や質疑、討論がありましたが、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。  
総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (局長 業務日程 説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございますか。  
なければ、その他に入ります。  
事務局から説明を求めます。

事務局 (局長 ブロック合同農地パトロールの実施状況説明)  
(係長 タブレットの使用状況の報告、利用権設定の印鑑についての  
情報提供、注意喚起)

議 長 その他、みなさんから何かありませんか。  
ないようでしたら代理の方から閉会の言葉をお願いいたします。

職務代理 (湯田孝義) 将来の厳しい農業の状況ですが、連携を取ってやっていき  
たいと思います。以上で、総会を閉じます。

閉会 午後 2時45分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、  
その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

4 番